

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

				年度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度		
和歌山県		所在地		〒		特別徴収義務者 指定番号						
湯浅町長あて		フリガナ				宛番号						
令和 年 月 日提出		氏名又は名称				所属						
		個人番号 又は法人番号				氏名						
						電話				内線 ()		
						内線 ()						
給与所得者	フリガナ											
	氏名											
	生年月日		年 月 日		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異動日 年 月 日	
	個人番号											
	受給者番号											
	1月1日現在の住所											
異動後の住所				円		円		円		異動の事由		
										異動後の未徴収 税額の徴収方法		
										1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)		

1. 特別徴収継続の場合												
新しい勤務先	特別徴収義務者 指定番号				法人番号						新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	所在地		〒		担当者連絡先		所属				受給者番号	
	フリガナ				氏名		氏名				納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	
	氏名又は名称				電話		電話				1. 必要 2. 不要	
										内線 ()		

2. 一括徴収の場合												
理由	1. 異動が6月1日から12月31日までで、一括徴収の申出があったため						徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分 (翌月10日納入期限分) で納入します。	
	2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため						月 日		円			

3. 普通徴収の場合												
理由	1. 異動が6月1日から12月31日までで、一括徴収の申出がないため											
	2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため											
	3. 死亡による退職であるため											
										※市町村記入欄		

- 異動者があった場合はすみやかに提出してください。
- 退職の日が1月1日から4月30日までの方については、本人からの申出がない場合であっても、必ず未徴収税額を一括徴収してください。